

新型コロナウイルス 感染予防対応マニュアル



仙台市立長町中学校

一 目 次 一

1. 新型コロナウイルス出席停止の取扱い …P.1
2. 学校生活の中で取り組む対応策 …P.2
 - (1) 換気
 - (2) 手洗い
 - (3) マスクの着用
 - (4) 消毒
3. 健康観察フローチャート …P.5
 - (1) 昇降口で体温確認する場合
 - (2) 教室で体温確認する場合

1. 新型コロナウイルス出席停止の取扱い

新型コロナウイルスは、1月28日交付の政令で「指定感染症」とされています。

学校保健安全法施行規則 第18条第1項第1号に規定する「第1種の感染症」に該当します。

出席停止扱いとなる場合	
生徒がコロナウイルス感染した場合	治癒するまで出席停止。 (※学校保健安全法第1種指定感染症)
生徒が濃厚接触者と特定された場合	濃厚接触をした日から起算して2週間の出席停止。
学校で発熱を確認した場合	症状がなくなるまで休養するように指導し、出席停止扱い。
風邪の症状や発熱，強いだるさや息苦しさがあるなど体調が優れない場合	
感染が心配で登校させたくないという保護者から申し出があった場合	出席停止扱い。

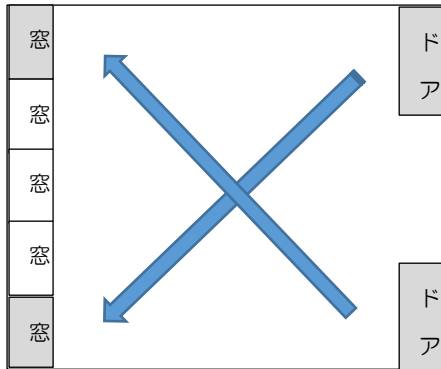


2. 学校生活の中で取り組む対応策

	文科省より通知	本校の対応																
換気	<ul style="list-style-type: none"> ○換気は、2方向それぞれ1つ以上の窓（対角線上の窓）を開けて行うことが望ましい。 ○体育館のような広く天井の高い部屋でも、人の密度が高い状態では換気を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○授業中は、教室の窓とドアを対角線上に常時開けておく。（※天候によって対応する。） また、教室内の扇風機を作動させ、空気を循環させる。 ○休み時間や清掃時間には窓を全開にし、換気する。 ○特別教室、体育館での活動時も同様。 																
手洗い	<ul style="list-style-type: none"> ○外から教室等に入る時やトイレの後、給食の前後などこまめに手を洗うことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○登校後や外での活動後、給食の前には石けんを使用してしっかり手洗いする。 ○毎日清潔なハンカチを持参し、手洗いの後にしっかりと拭き取る。 ジャージに着替えた際には、ハンカチも入れかえる。 																
マスク着用	<ul style="list-style-type: none"> ○登下校、体育などの屋外での活動は、生徒間十分な距離を保っていればマスクの着用は必ずしも必要ではない。 ○教室での授業は、十分な座席間の距離がとりにくいため、適切な換気をした上でマスク着用が望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活中は、マスク着用をする。 咳などの風邪症状がある場合は、無理に登校せず家庭で様子を見る。 																
消毒	<p>教室・物品等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教室やトイレなど、生徒が利用する場所のうち、特に多くの生徒等が手を触れる箇所は、1日1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸Na）を使用して消毒する。 <p>手指</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本的には、流水と石けんで手洗いを行い、流水で手洗いができない場合にはアルコールを含んだ手指消毒薬を使用すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○下記の時間に消毒を行う。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>担当</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教室</td> <td>担任</td> <td>帰りの会終了後</td> </tr> <tr> <td>特別教室</td> <td rowspan="2">教科担当</td> <td rowspan="2">授業終了後</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> </tr> <tr> <td>部活の活動場所</td> <td>顧問</td> <td>部活動終了後</td> </tr> <tr> <td>トイレ・水道手すり</td> <td>養教</td> <td>1日1回 (夕方)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各教室の消毒箇所…ドアノブ、電気スイッチ、机、椅子</p> <ul style="list-style-type: none"> ○給食で配食する生徒は、給食室で手指消毒をする。 	場所	担当	時間	教室	担任	帰りの会終了後	特別教室	教科担当	授業終了後	体育館	部活の活動場所	顧問	部活動終了後	トイレ・水道手すり	養教	1日1回 (夕方)
場所	担当	時間																
教室	担任	帰りの会終了後																
特別教室	教科担当	授業終了後																
体育館																		
部活の活動場所	顧問	部活動終了後																
トイレ・水道手すり	養教	1日1回 (夕方)																
給食	<ul style="list-style-type: none"> ○飛沫感染の危険性から、配膳時はマスクの着用が必要。 ○会食にあたっては飛沫を飛ばさないよう配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○配食する生徒は、マスクを必ず着用する。 ○机を向かい合わせにせず前を向いて食べる。 また会話は控えること。 																

(1) 換気

感染を防ぐためには、部屋のウイルス量を下げするために、十分な換気をすることが大切です！



※窓とドアを対角線上に開けておく。

○下記の時間は、担当教員が責任を持って換気をする。

時間	担当者・備考
休み時間	教科担当 が授業終了後に、教室の窓とドア、廊下の窓を全開にして退室する。
清掃時間	担任 が清掃前に教室の窓とドア、廊下の窓を全開にする。
放課後 (消毒作業中)	担任 が消毒作業前に窓を開ける。 30分程度換気した後、責任を持って戸締まりする。

※西校舎の各階廊下に4台ずつ扇風機を設置する。
※西校舎・中央校舎ともに教室内の扇風機を作動する。
(空気循環 サーキュレーターの役割)

(2) 手洗い

① 手洗いの仕方

流水と石けんによる手洗い

- ① 手を水でぬらし、手のひらにせっけんをとり、よくこすりあわせる
- ② 手の甲を伸ばすように洗う
- ③ 指先や爪の間をよく洗う
- ④ 指の間を十分に洗う
- ⑤ 親指と手のひらをねじり洗う
- ⑥ 手首を洗う
- ⑦ 流水でよくすすぐ
- ⑧ パーパータオルでよく拭く(水道の蛇口は手を拭いたタオルでしめる)

- ★毎日清潔なハンカチを持参すること。
- ★ジャージに着替えた際には、ハンカチも入れかえること。

② 学校生活での手洗いのタイミング

- ・登校した後
- ・体育の授業
- ・外での活動の後
- ・トイレ利用後
- ・実験後
- ・咳、くしゃみ、鼻をかんだ後
- ・多くの人が触れたと思われる場所を触った時

○下記の時間は、担当教員が責任を持って生徒に手洗いをさせる。

時間	手洗いの流れ
体育の授業後 外での活動の後 実験や作業の後	授業を10分程度早く切り上げ、手洗いの時間を確保する。 教科担当 が水道まで誘導し、全員手洗い済みであることを確認する。
給食の配食前	クラスごとに水道に移動し、全員手洗い済みであることを 学年の教員 が確認する。

(3) マスクの着用

- ・学校生活中は、全員マスクを着用する。
- ・5月の登校日と6月以降に、布製マスクを生徒へ配布する。(生徒一人につき計2枚)

(4) 消毒 ※消毒に係る作業は、教員が実施します。

① 消毒の場所と時間

毎日、下記の時間、消毒を行う。

場所	担当	時間
教室（※ ₁ ）	担任	帰りの会終了後
特別教室	教科 担当	授業終了後
体育館		
部活の活動場所（※ ₂ ）	顧問	部活動終了後
トイレ・水道・手すり	養教	1日1回（夕方）

※₁ 各教室の消毒箇所…ドアノブ、電気スイッチ、机、椅子など

※₂ 部活動終了後の消毒箇所

活動場所	該当する部活	アルコール消毒箇所
外	陸上、サッカー、野球、ソフトボール、ソフトテニス	部室のドアノブ、テニスコートの扉のドアノブ
体育館	バスケ、バレー、バドミントン、体操、新体操、卓球	各扉のドアノブ、電気スイッチ
武道館	剣道、柔道	出入口のドアノブ、電気スイッチ
各教室	吹奏楽、合唱、美術、科学・技術、家庭、書道、文芸、演劇、放課後学習支援	ドアノブ、電気スイッチ

○部活用消毒液は、職員室の養教机後の棚に設置。使用後は返却。

② 次亜塩素酸 Na 消毒液の作り方

厚生労働省より、身近な物の消毒にはアルコールよりも塩素系漂白剤が有効との通知。次亜塩素酸 Na 消毒液は時間経過で効果が減少していくため、使い切りが原則です。



1
スプレー容器に水 500ml
ハイターをキャップ 1/2 杯
消毒の際は、雑巾で拭きとる。

※ハイターは商品によって濃度が異なるので、記載の分量は一例です。使用にあたっては、商品パッケージやHPの説明をご確認下さい。



2
使用后、消毒液は廃棄。
スプレー容器は乾かす。



3
使用した雑巾は、保健室
か職員室の専用ゴミ箱へ
入れ、毎日交換する。
養教が洗浄・消毒する。

※手指の消毒には使用できないのでご注意ください！

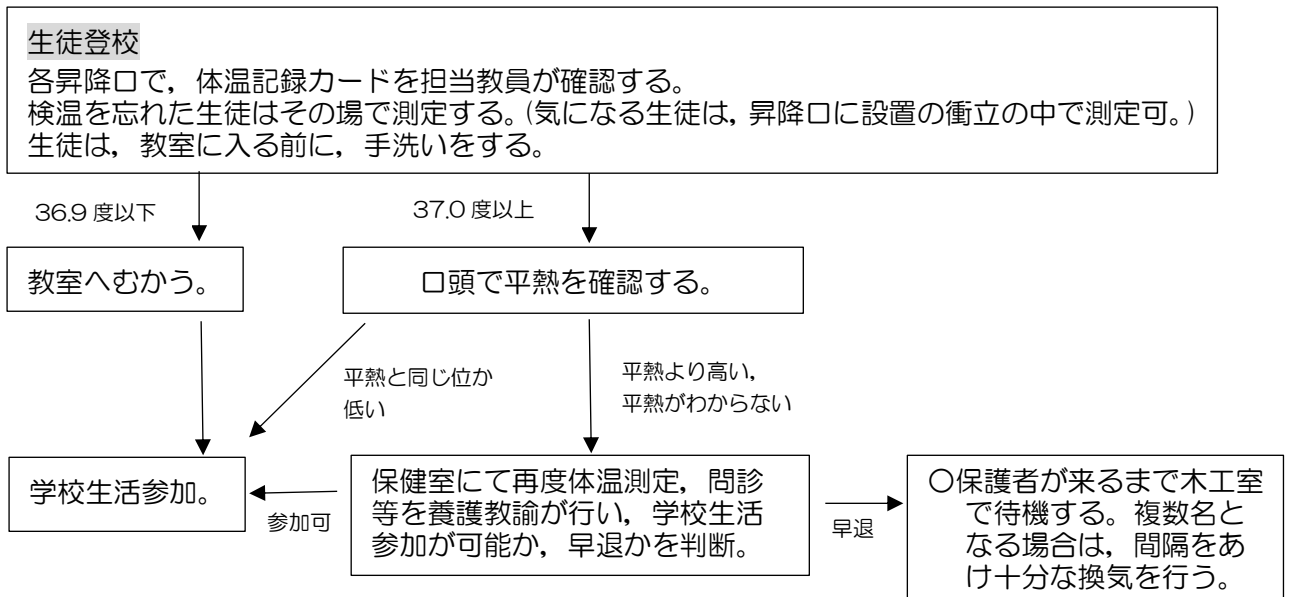
○消毒を行う際は、マスク・手袋をつけ、換気を十分に行う。放課後に教室を消毒した後は、30分程度窓を開けておき、責任を持って戸締まりする。

○キッチンハイターとスプレー容器はクラスごとに配布する。ハイターは担任が責任を持って管理し、取り扱いに注意すること。

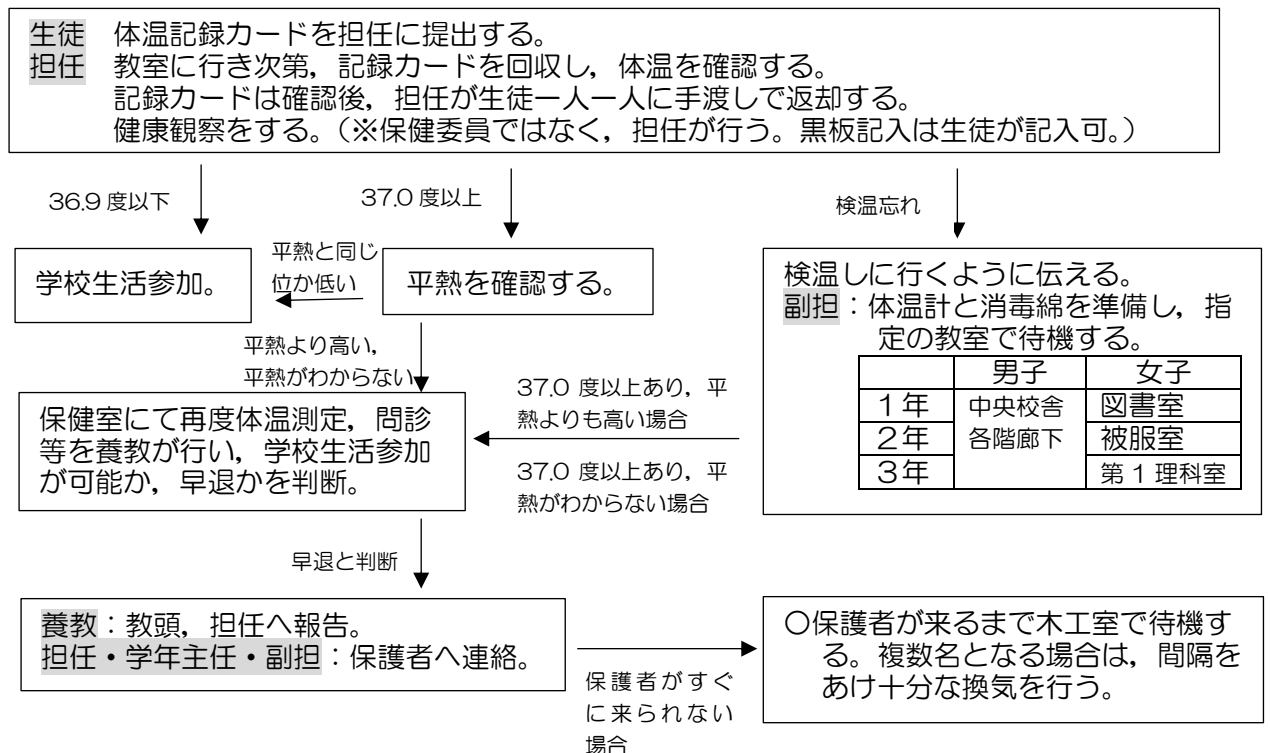
○拭き取り用の雑巾は、保健室と職員室に置いておきます。必要数お持ち下さい。

3. 健康観察フローチャート

(1) 昇降口で体温確認する場合 ※当面の間は、昇降口で体温確認を実施します。



(2) 教室で体温確認する場合



※判断に迷うような場合は、保健室で問診を行い判断します。

※県内の感染拡大状況によっては、外科的症状を保健室前廊下、内科的症状を保健室で対応することも検討します。